

起因物、事故の型：移動式クレーン - はさまれ巻き込まれの死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	業種小 コード	労 働 者 規 模
1	18～ 19	自社の車庫において、ユニック車のアーム部分のワイヤーを直そうとした際、誤って持っていたリモコンを作動させ、ギア部分に指を挟み負傷した。	38	30209	—
1	8～9	会社置場で片付けの為足場材吊り込み（ユニック車使用）時、材料に吊りチェーンを掛けたが（左手で）右手にラジコンを握っており、誤って荷上げ操作をし、チェーンと材料の間にあった左手中指先端がはさまり骨折した。	48	30309	—
1	8～9	当社構内にて、木くず破砕機のスクリーン（鉄製の網のようなもの、重さ約80kg）の交換作業をしていたところ、スクリーンをセットする際に、誤って右足を挟んでしまい負傷した。	57	150102	10 ～ 29
1	11～ 12	当社資材置場兼作業場で、鋼管をユニックで片づけ業務をしている際、私とユニック作業員との連絡（合図）が上手く伝わらず（日本語が上手くなく、聞き違い等があり）、先に荷下ろしされていた鋼管とユニックで移動していた鋼管との間に手が挟まり、右手人差し指の肉が剥がれ、第一関節から切断した。	47	30209	—
1	9～ 10	排水路改良工事現場で、コンクリート側溝（30×100cm、約95kg）を布設している時、側溝と側溝の間に左手薬指を挟んで負傷した。	53	30109	1～ 9
1	9～ 10	資材置場にて、4トンドンプカーに鉄板積込作業（PC200、アームクレン仕様）中、鉄板1500mm×3000mm×22cmを積込の際、相手方との合図の未確認のため鉄板にて右手首を挟む。	59	30107	1～ 9

2	10~11	漁船（6.1t）にて刺網漁業に従事しており、停泊中の当該漁船上で漁具の積み込み作業中、ボンデンを積み込む為に使用していたユニックが、風と波による船体ローリングの影響で船体に引っ掛かったため、慌ててワイヤーを掴んで外そうとした際、誤ってワイヤーのローラー部分に右手薬指が接触し負傷した。その後、直ちに作業を中止し応急処置を施し様子を見るも、痛みが改善されなかったため、同日病院で診察を受けた。	31	70201	—
2	9~10	置場にて、既存のレールを作動させようとクレーンオペレーターが操作を行った際、レールが回転した為止めようと手で掴んだところ、3本のレールに挟まり受傷した。（トラックレール）	62	40301	30 ～ 49
2	14~15	仮設工（鋼矢板土留）の腹起こし施工中、H鋼をバックホウで吊り上げ、所定位置に吊り下ろす為、坑内で誘導を行っていたところ、天びん状態となったH鋼に右腕を挟まれた。	46	30110	—
2	15~16	作業終了時、水路上のバックホウを吊り上げ時4tユニック車が倒れてきた。	47	30199	10 ～ 29
2	12~13	被災者は、敷地内にて引き取って来たパワーショベル（クラス0.1）をユニック車（2.9t吊り上げ可能）で下していたが、ユニック車のアウトリガーを横に張り出さずに作業を行ったところユニック車が傾き、その反動で積み下ろし中のパワーショベルと近くにあるパワーショベルとの間に挟まれ肋骨・腰椎横突起骨折及び右大腿部打撲負傷した。	52	40301	10 ～ 29
3	14~15	工事現場において伐採した雑木を処分するため、当社所有の4tユニック車に積み込み作業中、荷台に乗ってユニックで吊り上げた雑木（直径約20cm、長さ約4m、重さ約90kg）を適当な位置に下ろすように支えていたところ、手元の確認不足のため、下ろした雑木と積み込み済みの雑木との間に左手第4指先を挟み負傷した。	67	30199	1～ 9
4	8~9	社内選別場で、4tユニック車により産廃用の鉄カゴ（150×150×130cm）を置いたとき、横に置いてあった産廃用の鉄カゴ（150×150×130cm）に左手の人差し指を挟んで負傷した。	48	150102	1～ 9

4	10～ 11	パンザマスト（166kg）をカニクレーンで吊り上げ移動中、ぬかるみでバランスを崩しカニクレーンが転倒した。吊り荷を把持していた被災者がクレーンブームとパンザマスト側面に挟まれ受傷した。	20	30301	10 ～ 29
4	15～ 16	杭打機組立作業中に、杭吊り上げ用ワイヤーがタラップに引っ掛かったため、オーガーモーターに乗りワイヤーを外し、降りる際にバランスをくずし巻き下げをしているワイヤーを手で掴み滑車に指を挟んだ。	44	30201	1～ 9
4	8～9	工事現場に2次コンクリート製品（水路壁）重量1.6トンの納入の為に車両荷台から小型移動式クレーンで吊り金具を使用し降す作業中、製品を地上に置き、吊り金具をはずしウチを巻き上したが、吊り金具が完全にはずれていなかったので製品が倒れ、車両の荷台と製品に挟まれた。	55	40302	50 ～ 99
4	18～ 19	改修工事現場にて、朝から使用する重機（ユニククレーン2.8t）を3tユニククレーン車から降ろし、作業現場基所に移動させる際、エンジンを掛けてギアが①に入っていることを目視して発進させたが、ギアはRに入っており、3tユニククレーンの荷台と重機の間約1分間程挟まれ腰部を負傷した。	27	30309	1～ 9
5	9～ 10	鉄板をトラックで運搬中、固縛をしていたが、道路の振動で鉄板が動いたことに気づき、安全な場所に停車させて鉄板のズレをなおそうとユニクで鉄板を10cm程吊ったところ、鉄板の吊り穴からフックが外れて鉄板が落下した。その際に左手を鉄板の下に入れてしまい、左手の指2本を挟んだ。	46	40301	50 ～ 99
5	9～ 10	境内にて墓石解体作業中、カートクレーンを現場に移動するためバックして方向転換し、直進クラッチに変更しようとした時にエキスパンドメタルで覆われた側溝柵の一辺に2～3cmの段差があり、バウンドしたため直進クラッチに変更出来ず、後進したまま墓の門柱とカートクレーンに挟まれ、下腹部を圧迫し、恥骨を骨折した。	68	10909	1～ 9
5	11～ 12	納品先構内で荷おろし中、乗務員がワイヤー掛けの補助をしている時、パイプ上に乗務員が右手をのせていたが、荷受け担当者は合図を確認せず巻き上げを開始した事により、パイプの間に右手中指が挟まれ負傷した。	44	40301	10 ～ 29

6	23~ 24	被災者は、夜間工事で道路排水管理設工事において、ガードレールを復旧させていた。ガードレールは、コンクリート製の支柱～支柱の間が金属製手摺パイプ（L=2.5m、φ=50mm）で繋がっている形式で、排水管理設作業のためコンクリート製の支柱を一時的に撤去していたため、作業終了後に支柱を復旧しようとしていた。復旧しようとした支柱Aの手摺パイプ穴に手摺パイプを差し込んだ状態で、支柱Aをユニックで吊り上げ、被災者が相手側の支柱Bの前で待機し、支柱Aと共に吊り上げられた手摺パイプの端部を持って、支柱Bのパイプ穴へ誘導していたが、パイプの小口に指が残ったままの状態、吊っていた荷（支柱A（重さ約300kg））が振れたため、支柱Bの穴に指が挟まれてしまい負傷した。被災者は、ヘルメット・ゴム手袋・安全長靴を着用していた。	26	30201	1~ 9
6	9~ 10	自社車庫にて、移動式クレーンで支柱（鋼材）を荷台に積み込み、着地させたところ、支柱が倒れ、左手親指付け根を裂傷した。	52	40301	1~ 9
7	16~17	路上でクレーントラックのアウトリガーを本体に引き込もうとしたところ、左手薬指小指を一緒に引き込まれ、第一関節より上を複雑骨折した。アウトリガーを格納するのに道路の天射ポールが邪魔で、両手でポールを曲げてアウトリガーを収納しようと思った。	65	30309	30 ~ 49
7	11~12	工場内でパイプの溶接・切断作業中に、工場内を走行していたフォークリフトがパイプに接触したためパイプがずれてすねに当たり負傷したものである。	35	30109	1~ 9
7	8~9	工事現場でバックホウで発電気をワイヤで吊り所定の場所へ移動中ワイヤが揺れて、発電気に載せてある、発電気の台を取ろうとした時に吊してあるワイヤと発電気の台に右手人差し指を挟まれ、人差し指より出血する。	70	30199	1~ 9
7	10~11	引き上げ作業移動式レッカーを使用しワイヤーで揚水管を吊り上げし時揚水管をワイヤーに挟まったと思われる。薬指一部裂傷した。	55	30309	—
7	9~	自社事務所前で4 tトラックで完成した看板をつりあげ、載せてゆっくり左側に寝かそうとしていたところ、ベースパネルがズルズルズレてベース	46	10701	1~

	10	パネルを押さえて止めようとしたが、パネルが重くまず右足にベースパネルが当たり負傷、さらに左足の指がパネルと地面に挟まり負傷。			9
7	9~ 10	境内において手洗い鉢の移動作業中、移動式クレーンで吊り上げた鉢を移動させる途中、段差に引っ掛かったため、鉢の下に手を差し込んでずらしたところ、段差から外れた鉢と地面との間に右示指を挟まれてしまった。	35	30309	10 ~ 29
7	9~ 10	荷卸しされて横になった状態の鉄骨柱材上部をラフタークレーンのワイヤーで吊り上げ、同時に鉄骨柱材下部に敷いた台車を前方に押し出して、柱を垂直に引き起こす作業を行っていた。柱上部を吊り上げた際、台車を押さえていたところ、柱の自重によって台車が後方に押され、台車を押さえていた本人が、鉄骨柱材と後方に停車していた搬入車両に足を挟まれてしまい、裂傷を負った。	62	30309	1~ 9
9	11~ 12	構内において、スクラップをレッカー車の荷台に載せる作業をしていた。その作業中、担当の被災労働者が担当者に対し、開始の合図を間違えてしまい、右手がワイヤーとスクラップとの間に挟まった状態で巻き上がり、薬指を骨折した。	34	11009	10 ~ 29
9	16~ 17	現場駐車場エリアで、汚泥が入ったノッチタンクを25tレッカーで移動（引きずった）させようとして、そのノッチタンクが、別のユンボに接触しようとしたので、間に入ってノッチタンクを止めようとしたが、ユンボのキャタピラとノッチタンクの間で足が挟まり、左足のヒザを骨折した。	37	30201	50 ~ 99
9	9~ 10	立体駐車場解体のため、立体駐車場下に置いてあるプレハブの職人休憩所を移動する為0.7のバックホーによりワイヤーを引っ掛け吊る作業を行っていた。ワイヤーの玉掛けの4点吊りの吊元支点位置が不良の為吊り荷のバランスが悪く、一カ所が地面に引っ掛かった為、被災者が単管にてプレハブを持ち上げようとした、持ち上げた瞬間に吊り荷自体の荷重が不均等であった為、その勢いでプレハブが被災者の方に移動し、体をかわそうとしたがプレハブの角で足を挟み負傷した。	70	30201	—
		建設計画の現場で受付棟の横に約100kgの材料を降ろす為に車を止めていた、材料を降ろす際は、車を止めて、車止めをして最後にアウトリガーを			10

9	8~9	出すが、この日は、車を止めて車止めをせずにアウトリガーを先に出した事によって、約8度の傾斜があり車が流れてしまったと考えられる。	50	30201	~ 29
10	21~ 22	水深2,700mに沈没した機体回収作業中、ウィンチのワイヤーをクレーンフックに取り替える作業の際、負傷した。フックより垂れ下がったワイヤーの撚りによって、回転し、暴れる状態であった。被災労働者は垂れ下がったワイヤーを固縛しようと左手でワイヤーの束を掴んでいた。ロープをさばく為、一旦手を離し、再度左手でワイヤーの束を掴もうとしたところ、ワイヤーのつぼに指が入っていることに気が付かず、ワイヤーにテンションが掛かり、つぼが絞られ、左手親指を挟まれ負傷した。	45	30199	10 ~ 29
10	14~ 15	市道で街路樹の伐採作業の打ち合わせ中、エンジンをかけたままのユニック車が動き出し、停車させようと車に乗り込もうとし、電柱とユニック車の間に挟まれ負傷した。	35	30109	10 ~ 29
10	14~ 15	市道で街路樹の伐採作業の打ち合わせ中、エンジンをかけたままのユニック車が動き出し、停車させようと車に乗り込もうとし、電柱とドアの間に挟まれ左足に負傷。	33	30109	10 ~ 29
10	14~ 15	建設現場にて、基礎地中梁の解体作業中、4tユニックで材料（型枠約450kg）を引きあげ、ユニックの荷台に乗せる時に、吊り荷がゆれ、フックにロープをかけ終った本人（負傷者）に当たり、吊り荷と完成した基礎の間に挟まれ、負傷した。	61	30201	1~ 9
11	13~ 14	現場敷地内の電柱を地面にユニック車で降ろす際に、吊っていた電柱が煽られ被害者の腕がユニック車のアウトリガーと電柱の間に挟まり左腕を骨折、裂傷した。	52	30301	30 ~ 49
11	12~ 13	公園内の工事現場でクレーン付4tトラックの荷台に乗って、トラッククレーンで伐木を積み込み中に、吊り荷が回転して、リモコンでクレーン操作をしていた被災者がトラックの荷台と吊り荷の間に挟まれた。	55	30309	10 ~ 29
11	11~ 12	被災者が会社の資材置場で移動式クレーンの鋼材玉掛けをしていた。鋼材にワイヤーを掛けて吊り上げようとした時、親指を挟んだまま、吊り上げ	23	30309	10 ~

		てしまった。材料の整理作業中であった。			29
11	13~ 14	廃棄物の処分場で、移動式クレーン車でフレコンに入った木屑を車両の右側に荷降し中、作業員より車両の後方左側へ降ろすよう指示を受け、クレーンで吊っていた荷を見ないまま右旋回操作を行い移動させた際に、吊り荷が自身の背中に当たり吊り荷と車両の間に体と右腕を押され挟まれた。	43	150102	100 ~ 299
11	14~ 15	現場において、コンクリート製品を運び、製品を挟み、吊り上げる機械を使い、トラックから荷卸ししていた時、この機会に左手薬指を挟まれ骨折した。	70	10901	10 ~ 29
11	16~ 17	現場でL型擁壁（1250型二次製造）据付時（移動式クレーンにより吊り下げ時）に水系がずれていた為、系を修正しようと手を出した際、微妙に揺れていた吊荷と既設の構造物に右手を挟み負傷した。	66	30106	1~ 9
12	16~17	当社従業員は、当社置き場にて、鉄骨をユニッククレーンの荷台からクレーンを使って降ろしている時に、ユニックの荷台と鉄骨の間に左ひざを挟んでしまい負傷したものである。	23	30202	10 ~ 29
12	9~10	350tクローラクレーンのラフィングジブ組立作業が開始され、親ブームを地面に寝かせ、その先にジブを地面に寝かせて親ブームと接続後、接続部分（リヤストラット・フロントストラット）の調整作業を行っていた。被災者はストラットバックストップに固定ピンを入れようと親ブーム上で待機していた。そのリヤストラット角度調整のため、ジブ起伏ワイヤーを巻いていたが、巻き過ぎたためジブに固定してあったナイロンスリング（フロントストラットが起き上がらないよう2本使用しジブに巻きつけて固定していた）が、破断してブーム全体が振動した。その際、とっさの安全行動でストラットバックストップに手を掛けたが、そのストラットバックストップが振動で縮んでしまい、左手中指と薬指が伸縮部分のフランジに挟まれた。	47	30201	1~ 9
12	10~11	作業場で製作済配管（150A、11m、145kg）を移動しようとして、ユニックで吊り上げて移動したとき、吊荷が揺れて、横に置いてあったシュート	26	30309	1~

		に左手を挟まれ負傷した。			9
12	5~6	海岸の岸壁作業スペースで水揚げの準備中、作業段取りをしているとき、ハマチの生け簀から水揚げをするために岸壁に移動式クレーンを停止させ、作業員が当該クレーン車を固定させるため、アウトリガーを路面に接地し作動したところ、被災者は魚を死滅させる機械のコンセントをプラグに差し込み作業をしており、アウトリガーに右足を踏みつけられ負傷した。	42	10102	50 ~ 99

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_08.html